

学校感染症の届け出について

学校は、生徒が集団で生活していますので、感染症が疑われる時は、必ず受診してください。受診する時は、医師に①病名と②欠席の期間について確認してください。

感染症と診断された時は、すぐに学級担任までご連絡ください。校長は流行を防ぐために出席停止の措置をとります。(学校保健安全法) 出席停止期間は、欠席扱いになりません。完全に治癒するまでご家庭で療養してください。

医師より感染のおそれが無くなり登校の許可が出て、はじめて登校する時は、次の治癒届けの病名に○、必要事項に保護者が記入し、必ず担任までご提出ください。

学校感染症の種類と出席停止の期間

第1種	ジフテリア・痘そう・ポリオ・エボラ出血熱・クリミアコンゴ出血熱・南米出血熱・ペスト・マールブルグ熱・SARS・MERS・特定鳥インフルエンザ(H5N1)・ラッサ熱の12疾患 →完全に治癒するまで
第2種	インフルエンザ →発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳 →特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか) →解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) →耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹 (3日はしか) →発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう) →すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱) →主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 →病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎 →病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎(はやり目)・急性出血性結膜炎・その他の感染症 →感染のおそれがないと診断されるまで

※ 医師により感染の恐れがないと認められた時は、登校できます。

※ 解熱とは、平熱まで下がった状態をいいます。

※ 太字は、平成24年4月1日より改正

平成 年 月 日

六ツ川中学校 学校長 様

学校感染症治癒届け (保護者記入)

医師の診察の結果、

- ① インフルエンザA
- ② インフルエンザB
- ③ 麻疹(はしか)
- ④ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- ⑤ 風疹(3日はしか)
- ⑥ 水痘(みずぼうそう)
- ⑦ 流行性角結膜炎(はやり目)
- ⑧ その他 ()

が、治癒し感染の恐れがなく、登校可能との診断を受けましたので届出いたします。

出席停止期間 ※出席停止期間は、 必ず医師に確認 してください。	平成 年 月 日 ~ 月 日 (※インフルエンザ・麻疹の場合記入 解熱日 月 日)
医療機関名 電話番号	内科・小児科・病院・医院・クリニック TEL ()
生徒氏名	年 組 番
保護者名	印